

## 医科歯科連携の推進に係る相互協力に関する協定書

徳島県病院局（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、本県における医科歯科連携の充実と「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に協力し、医科歯科連携に係る医療提供に当たり、患者に寄り添った切れ目のない支援を通して、患者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について、連携・協力を行うものとする。

- （1）医科歯科連携の推進に関する情報共有
- （2）県立病院と歯科診療所の相互支援に関する課題検討
- （3）共同研修会の開催
- （4）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

### （秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力により相手方から受領した秘密情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了後も、前項に定める秘密保持の義務を負う。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかから終了の申出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### （協定の変更又は解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月17日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県病院局  
徳島県病院事業管理者

比畑洋

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目8番65号  
一般社団法人徳島県歯科医師会  
会長

森秀司